

消防用設備保守点検業務仕様書

1. 目的

消防用設備等点検，保守及び報告

消防法第17条の3の3（「消防用設備等についての点検及び報告」）法規に基づき保守点検及び報告を行うこと。

2. 対象機器

業務対象とする機器は、東棟・西棟防災設備。別紙「久留米シティプラザ施設設備台帳」参照のこと

3. 業務内容

別紙「点検仕様書」に基づき機能点検2回/年、総合点検1回/年実施する。

消火器**機器点検****(1) 設置状況****ア 設置場所**

通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。

イ 設置間隔

防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。

ウ 適応性

設置した場所の消火に適応する消火器具であること。

(2) 表示及び標識

損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく、所定のものが設けられていること。

(3) 消火器の外形**ア 本体容器**

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。

ウ 安全栓

変形、損傷等がなく、確実に装着されていること。

エ 使用済みの表示装置

変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。

オ 押し金具及びレバー等の操作装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。

カ キャップ

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

キ ホース

変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されていること。

ク ノズル、ホーン及びノズル栓

変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあつては、ホーン握りの脱落がないこと。

ケ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正であること。

サ 安全弁

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

シ 保持装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせること。

消火器

機器点検

(4) 消火器の内部及び機能

消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち製造年から5年を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から5年を経過した蓄圧式の粉末消火器にあつては、抜取り方式により点検を行うこと。

ア 本体容器及び内筒等

(ア) 本体容器

内面に腐食、防錆[せい]材料の脱落等がないこと。

(イ) 内筒等

損傷、腐食、漏れ等がないこと。

イ 消火薬剤

(ア) 性状

変色、腐敗、沈澱物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあつては、固化がないこと。

(イ) 消火薬剤量

所定量あること。

ウ 加圧用ガス容器

著しい腐食がなく、加圧用ガスが所定量あること。

エ カッター及び押し金具

変形、損傷等がなく、操作用のレバー、ハンドル等を操作した場合に、カッター及び押し金具が確実に作動すること。

オ ホース

ホース及びホース接続部につまり等がないこと。

カ 開閉式ノズル及び切替式ノズル

開閉操作又は切替操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

正常に作動すること。

ク 使用済みの表示装置

正常に作動すること。

シ パッキン

変形、損傷、老化等がないこと。

ス サイホン管及びガス導入管

変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられていること。

ソ 放射能力

車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

(6) 簡易消火用具

ア 外形

水バケツ及び水槽に、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 水量等

水槽の水、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩が規定量あること。

屋内消火栓

機器点検

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(イ) 起動装置

a 直接操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

屋内消火栓

機器点検

b 遠隔操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられていること。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

c 遠隔起動部(「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」

(平成25年消防庁告示第2号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。)

第2第1号(2)の規定に適合するもの(以下「易操作性1号消火栓」という。)、

同号(3)の規定に適合するもの(以下「2号消火栓」という。)

及び同号(4)の規定に適合するもの(以下「広範囲型2号消火栓」という。)に限る。)

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 機能

正常であること。

d 起動用水圧開閉装置

(a) 圧カスイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧カタンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

屋内消火栓

機器点検

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆[たい]積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 屋内消火栓箱等

ア 消火栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

a 屋内消火栓等基準告示第2第1号(1)の規定に適合するもの(以下「1号消火栓」という。)

ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、

接続部の着脱が容易にできること。

b 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

ホース及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

(イ) 操作性(易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓に限る。)

ノズルの手元開閉装置の操作が容易にでき、ホースの延長、格納が容易にできること。

(ウ) ホースの耐圧性能(ホース(易操作性1号消火栓、2号消火栓及び

広範囲型2号消火栓のホースを除く。)の製造年の末日から10年を経過した日

以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから

3年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

屋内消火栓

機器点検

ウ 消火栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 始動表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

カ 使用方法の表示

適正に取り付けられていること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、直接操作部、遠隔操作部又は遠隔起動部により加圧送水装置を起動させ、任意の屋内消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

規定量以上であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

屋内消火栓

総合点検

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

規定量以上であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

スプリンクラー

機器点検

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機及び内燃機関の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

f 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

g ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

h 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

i 表示灯

正常に点灯すること。

j 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

k 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 自動式起動装置

(a) 起動用水圧開閉装置

① 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

スプリンクラー

機器点検

② 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

③ 機能

作動圧力値が適正であること。

① 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(6)ア及びイに準じた事項に適合していること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

f 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

(キ) 補助水槽

a 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

b 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないこと。

c 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

スプリンクラー

機器点検

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆[たい]積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 流水検知装置二次側配管(乾式又は予作動式のものに限る。)

排水が適正に行われること。

キ 標識

制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っておらず、かつ、ホース等が容易に着脱できること。

ウ 標識

適正に設けられていること。

(6) スプリンクラーヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感熱障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(7) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

オ 減圧警報装置

作動圧力及び警報が適正であること。

スプリンクラー

機器点検

(8) 一斉開放弁(電磁弁を含む。)

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(9) 排水設備(放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。)

損傷、つまり等がなく、機能が正常であること。

(10) 補助散水栓箱等

ア 補助散水栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、

正常に収納されていること

(イ) 操作性

ノズルの手元開閉装置の操作が容易でき、ホースの延長、格納が容易にできること。

ウ 補助散水栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 使用方法の表示

適正に取り付けられていること。

(11) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、

耐震措置が適正に行われていること。

スプリンクラー

総合点検

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力

末端試験弁において規定圧力範囲内であること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端における放水圧力が規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(3) 補助散水栓

非常電源に切り替えた状態で、補助散水栓を操作することにより加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

(ウ) 放水量

規定量以上であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

泡消火設備

機器点検

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 標識

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

泡消火設備

機器点検

b 自動式起動装置

(a) 起動用水圧開閉装置

① 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

② 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

③ 機能

作動圧力値が適正であること。

(b) 火災感知装置

① 閉鎖型スプリンクラーヘッド

スプリンクラー設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

泡消火設備

機器点検

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆[たい]積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 泡消火薬剤貯蔵槽等

ア 消火薬剤貯蔵槽

変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

ウ 圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(6) 泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置

ア 外形

変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。

イ 薬剤混合装置(調整機構を有するものに限る。)

調整機構の設定状態が設置時と同じであること。

ウ 加圧送液装置

漏液等がなく、加圧用にポンプを用いるものにあつては加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であること。

(7) 泡放出口

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 泡放出障害

泡ヘッドにあつては周囲に泡の分布を、高発泡用泡放出口にあつては

泡の流動を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

泡ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(8) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、

かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

(9) 一斉開放弁(電磁弁を含む。)

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

泡消火設備

機器点検

(10) 防護区画(高発泡を用いる泡消火設備に限る。)

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(11) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、

耐震措置が適正に行われていること。

泡消火設備

2 総合点検

(1) 固定式の泡消火設備

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

a 低発泡を用いるもの

全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、

分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、

加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

a 低発泡を用いるもの

全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、

分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、

加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。

自動火災報知機設備

機器点検

(1) 予備電源及び非常電源

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

規定値以上であること。

エ 切替装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、

常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

(ア) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示(アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

自動火災報知機設備

機器点検

タ 回路導通(常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。)
試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。
チ 設定表示温度等(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)
感知器の設定表示温度等が適正であること。
ツ 感知器の作動等の表示(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)
感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
テ 予備品等
予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分布型

a 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ウ) 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。)

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。)

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る感知器に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

自動火災報知機設備

機器点検

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能(蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能(二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能(自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路

自動火災報知機設備

2 総合点検

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度
(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

(3) 地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、
火災表示、注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)
及び音響装置の鳴動が正常であること。

ガス漏れ火災

機器点検

(1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間の通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

ガス漏れ信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ ガス漏れ表示

適正にされること。

ソ 回路導通

試験用計器の指示又は確認灯の点検により導通すること。

タ 故障表示

適正にされること。

チ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ガス漏れ火災

機器点検

(3) ガス漏れ検知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 設置場所及び設置位置

適正であること。

(ウ) 適応性

検知対象ガスの性状に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となる覆い等がないこと。

ウ 作動等

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 警報装置

ア 音声警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 増幅器、操作部

機能が正常であること。

(エ) 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

イ ガス漏れ表示灯

変形、損傷、脱落等がなく、正常に点灯し、かつ、容易に識別できること。

ウ 検知区域警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。

(エ) 鳴動区域

適正であること。

ガス漏れ火災

2 総合点検

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 検知区域警報装置の音圧

規定値以上であること。

(3) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意のガス漏れ検知器を作動させた場合に、ガス漏れ表示及び警報装置の作動が正常であること。

**避難器具
機器点検**
(1) 周囲の状況
ア 設置場所

避難に際し容易に接近できること。

イ 操作面積等

付近に当該器具の操作上支障となるものがなく、必要な面積が確保されていること。

ウ 開口部(器具が取り付けられるものに限る。)

容易に、かつ、安全に開放でき、必要な面積が確保されていること。

エ 降下空間

降下上障害となるものがなく、必要な広さが確保されていること。

オ 避難空地

避難上障害となるものがなく、必要な広さが確保されていること。

(2) 標識

適正に設けられていること。

(3) 器具本体
ア 避難はしご
(ア) 縦棒

変形、損傷、腐食等がないこと。

(イ) 横さん

変形、損傷、腐食等がなく、踏み面の滑り止めに異常がないこと。

(ウ) 突子

変形、損傷、腐食等がないこと。

(エ) 結合部等

変形、損傷、割れ、腐食、緩み等がなく堅固に結合されていること。

(オ) 可動部
a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

(カ) つり下げ金具

変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 緩降機
(ア) 調速機
a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

(イ) 調速機の連結部

変形、損傷、腐食等がないこと。

(ウ) ロープ

損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(エ) 着用具

変形、損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(オ) ロープと着用具の緊結部

損傷、腐食、緩み等がなく、堅固に結合されていること。

ウ すべり台
(ア) 底板及び側板

表面が平滑で、滑降に支障となる段差、隙間等がなく、かつ、変形、損傷、腐食等がないこと。

(イ) すべり面の勾配

適正であること。

(ウ) 手すり

変形、損傷、腐食等がないこと。

避難器具

機器点検

エ すべり棒

表面が平滑で、変形、損傷、腐食等がないこと。

オ 避難ロープ

(ア) ロープ本体

変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(イ) 結合部

緊結されていること。

(ウ) つり下げ金具

変形、損傷、腐食等がないこと。

カ 避難橋

(ア) 床板、手すり等

変形、損傷、腐食等がなく、勾配を有する床板にあつては、滑り止めに著しい磨耗等がないこと。

(イ) 接合部

亀裂、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

キ 避難用タラップ

(ア) 踏み板、手すり等

変形、損傷、腐食等がなく、踏み板の滑り止めに著しい磨耗等がないこと。

(イ) 接合部

亀裂、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

ク 救助袋

(ア) 本体布及び展張部材

損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(イ) 縫い合せ部

損傷、緩み、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(ウ) 保護装置(斜降式の救助袋に限る。)

損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(エ) 結合部

損傷、腐食、緩み等がなく、本体と取付具が緊結されていること。

(オ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

(4) 取付具及び支持部

ア 取付具

変形、損傷、腐食、ねじれ、曲がり、接合部の緩み等がなく、支持部に適正に取り付けられていること。

イ 可動部

円滑に可動すること。

ウ 支持部

亀裂、変形、損傷、腐食等がないこと。

避難器具

機器点検

エ 固定環(斜降式の救助袋に限る。)
土砂の堆[たい]積等がなく、かつ、保護蓋[ぶた]が容易に開放できること。
オ ハッチ
(ア) 上蓋
開閉操作が容易にできること。
(イ) 下蓋
開閉操作が容易にでき、かつ、雨水等が溜まらない措置が講じられていること。
(ウ) 使用方法の表示
適正であること。

(5) 格納状況

ア 格納箱
変形、損傷、著しい腐食及び水の浸入等がなく、
器具本体の腐食等を防止する措置が適正に講じられていること。
イ 格納状況
容易に使用できる状態で格納されていること。

避難器具

総合点検

(1) 器具の取付け等

開口部の開放、器具の取付け等が適正に行うことができること。

(2) 降下

器具に応じた降下が適正に行うことができること。

(3) 格納

避難器具に応じた格納が適正に行うことができること。

誘導灯

機器点検

ア 外箱及び表示面

(ア) 種類

所定の種類のもものが適正に設置されていること。

(イ) 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

(ウ) 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

(エ) 表示

適正であること。

イ 非常電源(内蔵型のものに限る。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

ウ 光源

汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯していること。

エ 点検スイッチ

変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であること。

オ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のもものが使用されていること。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

キ 信号装置等(消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

誘導標識
機器点検

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

イ 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

ウ 採光又は照明

識別に十分な明るさがあること。

エ 表示面の輝度(高輝度蓄光式誘導標識に限る。)

劣化による輝度の減衰がないこと。

オ 設置場所の照度(高輝度蓄光式誘導標識に限る。)

十分な照度を確保していること。

カ ヒューズ類(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 結線接続(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ク 電源(電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、

内蔵型の電源を有するものに限る。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

**消防用水
機器点検****(1) 水源****ア 貯水槽**

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(2) 吸管投入孔及び採水口**ア 周囲の状況**

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に障害となるものがないこと。

イ 吸管投入口

変形、損傷等がなく、吸管投入孔の蓋〔ふた〕又は扉の開閉が容易にできること。

ウ 採水口**(ア) 本体**

変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がなく、吸管等の着脱が容易にできること。

(イ) 開閉弁

変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 標識

適正に設けられていること。

排煙設備

機器点検

(1) 防煙区画壁

ア 固定壁

変形、損傷等がなく、間仕切りの変更等により撤去されていないこと。

イ 可動壁

(ア) 周囲の状況

周囲に可動障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 排煙口及び給気口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(3) 風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(4) 電動機の制御装置

ア 制御盤

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正にされていること。

ウ 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

エ 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

オ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

カ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

キ 表示灯

正常に点灯すること。

ク 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ケ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

コ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

排煙設備

機器点検

(5) 起動装置

ア 自動式起動装置

煙感知器は、自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

イ 手動式起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

(6) 排煙機及び給気機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

ウ 回転羽根

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(7) 排煙出口

周囲に排煙上障害になるものがないこと。

排煙設備

総合点検

(1) 排煙機及び給気機

確実に起動すること。

(2) 可動壁

確実に作動すること。

(3) 電動機の運転電流

適正であること。

(4) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないこと。

(5) 回転羽根

回転が正常であること。

連結送水管

機器点検

(1) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。

ウ 本体

パッキンの老化等がなく、ホース等が容易に着脱できること。

エ 標識

適正に設けられていること。

(2) 放水用器具格納箱等

ア 放水用器具格納箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実にできること。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形及び機能

必要本数が所定の位置に正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能(ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形又は著しい漏水がないこと。

ウ 放水口

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

漏れ、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

(エ) 開閉弁

開閉操作が容易にできること。

エ 格納箱

扉の開閉が容易にできること。

(3) 加圧送水装置

ア 電動機の制御装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(オ) 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(カ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(キ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

連結送水管

機器点検

(ク) 表示灯

正常に点灯すること。

(ケ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(コ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(サ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

イ 起動装置

(ア) 直接操作部

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 機能

正常であること。

(イ) 遠隔操作部

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、表示が適正であること。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 機能

正常であること。

ウ 電動機

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 回転軸

回転が円滑であること。

(ウ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(エ) 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

(オ) 機能

正常であること。

エ ポンプ

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 回転軸

回転が円滑であること。

(ウ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(エ) グランド部

著しい漏水がないこと。

(オ) 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

(カ) 性能

適正であること。

連結送水管

機器点検

オ 呼水装置

(ア) 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

(イ) バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(ウ) 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(エ) 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(4) 中間水槽等

ア 中間水槽

(ア) 外形

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

(イ) 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

イ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

ウ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(5) 配管等

ア 管及び管継手

(ア) 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

(イ) 配管の耐圧性能 (配管を設置した日から10年を経過した日

以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。) 所定の水圧をかけた場合において、変形又は漏水がないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆[たい]積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく逃し水量が適正であること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 加圧送水装置

確実に起動すること。

(2) 電動機の運転電流

適正であること。

(3) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動等がないこと。